

令和3年度 第3回神栖市行政委員連絡協議会会議録

日 時 令和4年2月4日（金）
午後2時～午後2時55分
場 所 神栖市役所 3階 301会議室

■出席者

保立行政委員，鈴木行政委員，大竹行政委員，仁志行政委員，
吉川行政委員，岡野行政委員，古川行政委員，山岸行政委員（行政委員8名）
山口課長，小森課長補佐，古徳係長，柏葉主事（事務局4名）

■会議内容

1 開 会

2 会長挨拶

3 案 件

（1）地区活動に対するポイントの付与について

○地区活動に対するポイントの付与について，以下の内容を事務局より説明いたしました。
・地域ポイントカード事業について，令和4年度から各地区で開催される地区活動にポイントが付与し，地区活動への参加意欲の醸成や，地区活動参加者へのメリットを創出することを目的とし，準備を進めている。このことについて，9/7開催の第2回行政委員連絡協議会において各委員からいただいたご意見を参考に，事務局にてとりまとめた結果（ポイント付与対象とする地区活動，付与ポイント数，事業開始までのスケジュール）について説明し，各委員からご意見をいただいた。

【質疑・意見】

委 員：資源物の回収なんです，区の役員や資源物の担当の者が，ポイント付与のクーポン券を配布するとなると，そこにずっといないといけない。例えば，私の地区では，毎月第1日曜日の朝7時半から10時まで，これは区役員の方が立会人としてそこにいるんですが，日曜日に持ってこれない，例えば仕事があるとか，いろんな人がいる。そういう人は，前日も出せるように，土曜日にも道具を準備して，各自持ってくる。どうしても，土曜日にも日曜日にも持ってこれないという人もいますので，月曜日の15時ごろまでは認めている。立会人はずっとついていない。立ち会い者がいないときは，ポイントがもらえないという考え方でいいんですか。それとも，各地区でクーポン券をあげる為，その運用を見直すのか。考え方としてはどちらなんでしょうか。

事 務 局：資源物回収については，今お話のあったように，地区で立会人の方が動員のかかっている時間が2時間程度あると思います。先ほど事務局から説明のあったように，基本的には毎月第何曜日の8時から10時，10時から12時，というように時間を決めていただきます。この時間内にお持ちいただいた持参者の方をポイ

ント付与の対象とする，という形で条件をつけさせていただきたいと思います。立ち会いの方がいらっしゃる時間帯にお持ちいただいた場合には，ポイントの付与対象にはならないということです。

委 員：そういう形で，どこの地区でも立会人がいる時間帯のみ，クーポン券を発行しようとして，市の方で統一して，皆さんに情報を流すということですね。

事務局：はい。

委 員：ポイントの付与方法で，QRクーポン券の受領や活動報告は，わざわざ市役所へ出向かなきゃいけないことになるのかなと思うので，郵送を認めていただきたいのですが，どうですか。

事務局：実施計画の提出の部分については，実際に必要な枚数の確認のためなので，窓口までお越しただかなくても，メールやFAX等で構わないと思うんですが，活動報告に関しましては，お手数でも，残ったクーポン券を市の方に直接お持ちいただければと考えております。その際に次の活動の申請をしていただく，というような流れで考えております。

委 員：クーポン券を郵送することができないということですか。

事務局：当初郵送も考えておりましたが，資源回収の担当課である廃棄物対策課と何度か協議を行い，市の顧問弁護士にも相談した結果，QRクーポンは金券ではないんですけれども，取り扱いについては十分な注意が必要であるということで，確実に残枚数を受領したいというところがございます，こういった形をとらせていただきたいと思います。

委 員：算定根拠のところ，地区加入特典で区民，班に入っている方には500ポイントが付与される。500ポイントのうち400ポイントがかみすポイントになる。残りの100ポイントを，活動に参加した場合もらえる。これはきりがいいからということですか。

事務局：はい。ココくんポイントが100ポイント残りますので，地区の活動に参加をしていただくことで，プラス100ポイントで，200ポイントとして，使えるポイントになるというご説明でございます。

委 員：それも含めて，先ほどの郵送の件ですとか，今度直接関わるのは，次の区長になるわけですから，再度，区長会で説明していただきたい。自分たちが引継ぎし伝えたことと，違ってしまう恐れがあるので，次の区長会で説明をして欲しいなと思います。

事務局：今後のスケジュールですが，本日の行政委員連絡協議会で委員の皆さまのご了解をいただければ，ポイント付与対象活動と付与数を決定し，新年度の区長さんには，4月16日に予定している区長説明会で改めて制度概要の説明をさせていただきます。そのあと4月下旬，16日の区長説明会以降に，各中学校区で区長会を開いていただき，その中で改めて制度の詳細について，各区長会にお邪魔して説明させていただく予定です。今の郵送のお話だったり，立ち会いの時間，資源回収持ち込み者に対してのポイント付与対象となる時間など，詳細についてご説明を加えた上で，各地区の区長さんに，実際にこの四つのポイント付与対象活動

の中から、一つ以上の活動に参加をお願いしたいと考えております。例えば、地区内清掃をやるのか、地区のお祭りをやるのか。それとも全部やるのか、その辺を検討していただいて、6月からの活動にポイントを付与するという形で考えております。

委員：QRクーポン券は、それぞれ活動の期間に応じて有効期限が決まって、さらに水色とかピンクとかクーポン券の色が分かれるということなんですけれど、クーポン券に有効期限の記載はあるんでしょうか。記載が入らないから、色で分けるものなのですか。

事務局：QRクーポン券は、名刺サイズの大きさの紙になります。そこにまず、1.5cm角のQRコードが印字されます。残りの余白の部分に、対象となる地区活動の名称、有効期限、他人への譲渡はできませんととか、そういった注意事項がすべて印字された、両面刷りのものをお渡しする予定です。

委員：ポイント付与数なんですが、資源物回収の区役員などの立ち会い者と、それから、実際の持参者。区の役員の方は20ポイント、持参者は10ポイント付与。このクーポン券は色違いとか、配布するときに間違わないような形になっていますか。

事務局：資料の地区活動実施計画書兼、QRクーポン発行申請書をご覧いただきたいのですが、基本的に1年間の実施計画としては、この1枚でやりたいなと思っております。多少様式の修正があるかもしれませんが、これでいきますとBとC、資源物回収については、3ヶ月ごとの期間で申請していただきたい。それぞれの期間ごとにクーポン券を色分けをして、例えば、6月7月8月で計画いただいたものに対して発行したQRクーポン券だと、有効期限は11月になる。それが9月10月11月の第2期の時に間違えてお配りされてしまうと、区民の方がポイントを交換しに行った時に、有効期限がきれてしまっているということが起こる。先ほどご質問あったように、有効期限はクーポン券に記載されているんですけど、そういった間違いが無いよう、有効期限で色分けを考えておりました。一方では立ち会い者の20ポイントと、持参者の10ポイントを、間違えやすいというのは確かにありますね。QRクーポン券には、事業名が記載されるので、資源物回収の立ち会い者、資源物回収の持ち込み者、という形で表記はするんですけど、さらにそれを色分けするか、どうでしょうか。立ち会い者の方というのは、区役員さん、区長さんや班長さん、或いは子ども会の役員さんということで、1回の立ち会いで、おそらく10名くらいかなと。それに対して、持ち込み者の方は、100名、200名くらい。クーポン券の枚数自体は、おそらくBの立ち会い者とCの持ち込み者ではかなり量が違うかなと思っていたんですけども。それでも間違えて交付してしまう可能性があるということであれば、改良をしていきたいなと思います。

委員：なにか識別ができればいいと思います。色は同じでも、例えば区役員用の方に、判子が押してあるとか。角が切ってあるとか。

事務局：10ポイント20ポイント、ぱっと見た時に分かるように、表示の工夫をいたします。レイアウトについては事業所管の政策企画課から、案をいただいているん

ですけれども、修正はできますので、間違いの無いようにしたいと思います。

委員：全部みんな10ポイントのクーポン券で、立会人に2枚、持参者には1枚あげるとか、いろんなやり方が考えられますね。

委員：これは6月からスタートですよ。区民の方は、ポイントカードを配っても、ただもらってるだけの方が圧倒的に多く、何の興味も示さない。この事業を知らしめるためのアクションとか、何か起こさないと、ただ、花火を挙げただけで終わってしまうという可能性が大だと思うんですよ。市民の一人一人から、いろんな質問があって困るぐらいの、PRとかそういうみんなに周知する手段をうたないと。このカードをどうしたら、みんなに認知してもらえるのか。そのカードの旗をあげている加盟店の方々もあわせて、みんなでその策を考えないといけない。その辺を市としてどういうふうな方向性でいるのか、聞かせてもらえればなと思うんですけども。

事務局：今ご指摘ありました通り、この事業の認知度を上げていくため、当然、広報紙、ホームページを使ったPRは予定しております。委員の皆さんから、こういうことをやった方がいいんじゃないかというご意見がもしあれば、ご参考までにいただけると非常にありがたいです。市としては、広報紙、それからホームページ、地区回覧、そういった形で区民の方に周知をしていきたいと思えます。

委員：活動に参加して、クーポン券をいただいた後、加盟店にあって、ポイントを付与する時に、嫌な顔しないように加盟店の方にはよくお願いしていただきたいです。せっかくこの事業をこれから盛り上げようとしてるので、対象活動は4項目ありますし、そんなに重ならないと思うんですけど。お店の方に気分よく迎えてくれるように、丁重にお願いしていただきたいと思えます。

事務局：今年度市の事業の秋の花植えです。実際にQRクーポン券の配布をやったんですけども、やはりお店側に伝わっていなかった部分もありました。その対応としては、各お店にあるポイントを付与する機械に、商工会にある本部の機械から、お店の方に向けて、「こういうことがこれからあるので、そういったお客様が来たら対応してください」というふうな逐一情報伝達できるシステムがあります。市としましては、商工会さんをお願いして、各お店の端末に、そういったQRクーポン券がいらしたら読み込んでください、とご案内します。ただ、まだ始まったばかりの事業なので、今のようなご不安はあると思うんですが、そこは最初にご容赦いただきまして、配布していただきたいというふうに考えております。

(2) 今後の協議会活動について

○例年2月下旬に開催されている意見交換会及び行政委員連絡協議会活動報告について、以下の内容を事務局より説明いたしました。

- ・感染症拡大防止の観点から、意見交換会は開催を見送る。
- ・活動報告については、書面での報告とする。

○次年度の区長会長選出予定地区について、確認いたしました。

【質疑・意見】

委員：戻りますけど、ポイントの部分で資源回収なんですけど。これは市の事業の、廃棄物対策課でやっているのを想定されてるんですよね。

事務局：廃棄物対策課の資源物回収です。環境美化、クリーンかみすではないです。旧神栖町域の方はですね、ごみの集積所の方で、資源回収ができるところがほとんどで、地区での資源物回収がなく、実施してるところが少ないんですけれども。それに対して旧波崎町域の方はですね、ごみの集積所とは別に、区民館であつたりそういったところで月に1回、缶、ペットボトル、段ボール、プラスチックそういったものを集めている。これをここでは言っています。

委員：そういうことですか。地区独自の活動ですね。ただ、この選定結果は全地区が共通の活動というイメージがあつたんですが。波崎地区や神栖地区で、どのぐらい該当の地区があるのでしょうか。

事務局：軽野区長会は14地区の中で実施しているのは2地区です。平泉区長会は、3地区実施しています。知手区長会も3地区。大野原区長会では2地区。旧神栖地域はごみの集積所で、缶の日とかペットボトルの日とか、不燃ごみとは別に回収できるようになっています。それに対して、波崎東部区長会は6地区のうち、4地区が実施、波崎西部区長会は全地区すべてが実施。矢田部区長会は15地区すべてが実施。若松区長会は17地区のうち11地区が実施しております。もともと、旧町の時代ですね。ごみの集積と資源物回収のやり方が違っていたので。このB Cの資源物回収を対象としたのは、他の活動から見て市全体85地区の中で実施されているものが多い活動でございます。環境美化は、資源回収が50地区に対して68地区で活動されていますけれども、環境美化は、前回の行政委員連絡協議会でも、委員からご指摘あつたように、実績を集計することが難しい。区長さんや区役員さんが立ち会うこともない中で実施されますので、今考えている想定では、QRクーポン券を配布するタイミングというのがないのかなということ、今回は対象から省いております。市内全体85地区の中で、実施が多かったのが、資源物回収の50地区、区民館清掃50地区。あとは地区のお祭りが26地区ということで、この三つの活動が、今回の最初の地区活動のポイント付与対象としました。

委員：例えば区役員の方が、資源物を回収場に持ってきました。なおかつ、立会人でもありました。この場合は、どうするのですか。二重にもらえるのか。区役員だから、20ポイントだけだよ、持ち込みの10ポイントは駄目だよとするのか。

事務局：基本的には両方でいいと思います。

委員：他の地区はわかりませんが、土合中央区では、区長が年間12回、毎月。副区長が隔月で6回。班長さんは、上期1回、下期1回で、班長さん副班長さんは年に2回。結構回数が多いんです。立会人プラス、この持参の10ポイントも付け加えたらすごい数になると思ったのですが。

事務局：土合中央区はそれほどの回数があると思うんですけれども、その他の地区は、区役員さんの回数が少ないところもあると思うので、まず最初のところは、両方で

もいいのかと思います。毎月、資源物回収を出す習慣になっている世帯と、そうでない世帯とありますが、資源物を出すことによって、皆さんと交流ができる、その機会が少しでも増えればなところなので、あまりルールをきゅっと締めるよりは、市の考えとしては、あまりがちがちにやらずにですね。区役員さんは立ち会い分と持参分、両方ポイントがもらえていいのかと考えています。これが区役員さんが立ち会い分でポイントもらったから、持参分でポイントがもらえないとなると、逆に不公平になってしまうかなと。ポイント数についても、予定している活動の参加予定者の人数と、それに対してQRクーポン券を交付できた、実績の差し引きの統計をとってみて、この10ポイント、20ポイントで本当にいいのかということも、情報を蓄積しながら、適正な数にしていきたいと思っています。

事務局：6月から事業は始まりますが、やってみて、また不具合があれば、その都度修正して、よりよい事業を作れるかなと。その辺のところでは皆さんのご協力をよろしくお願いしたいと思います。

4 その他

<地区加入案内リーフレットについて>

地区加入案内のリーフレットの刷新を予定しております。今までの内容を引き続き使用しつつ、地域ポイントカードの内容を掲載する予定です。新しいリーフレットは来年度4月の区長説明会の時に改めてご案内いたします。

<協議会の公開について>

会議の結果はホームページで公開することとなり、会議録の概要を掲載します。

5 閉会

— 午後2時55分終了 —